平成２４年（フ）第２８７５号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目16番12―201号
債務者　山科佳代子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８８６号
札幌市手稲区前田７条14丁目１番18号　コーポたちばな３号
債務者　山崎　照和
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９２５号
札幌市北区麻生町２丁目６番１号　パレス麻生１―200号
債務者　中武絵梨子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７９号
札幌市豊平区豊平３条７丁目３番15号　ル・リバージュ豊平805号、住民票上の住所札幌市白石区東札幌５条５丁目３番７―105号
債務者　島ノ江吉夫
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８３号
札幌市西区山の手５条２丁目３番36―305号
債務者　山本　和男
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１８号
札幌市西区八軒１条西３丁目１番66号
債務者　天野　宏子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４８号
札幌市西区発寒８条９丁目４番１号　エクセレンス102号
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４９号
札幌市西区発寒８条９丁目４番１号　エクセレンス102号
債務者　伊藤　英樹
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５２号
札幌市厚別区大谷地東７丁目２番２―207号
債務者　高橋　　章
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６０号
札幌市西区西町南11丁目４番１号　エルドラード西町Ａ―201号
債務者　鈴木由美子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７０号
札幌市東区北20条東15丁目１番15―302号
債務者　加藤美由紀
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７６号
札幌市手稲区新発寒５条１丁目６番20号　プラネット201号
債務者　観堂有紀子（旧姓涌井）
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６号
群馬県高崎市片岡町１丁目５番16号
債務者　大澤　　瞳
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１７７号
千葉県銚子市犬吠埼9575番地
債務者　山﨑恵美子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１７８号
千葉県銚子市犬吠埼9575番地
債務者　山﨑　信雄
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第９号
相模原市緑区二本松４丁目17番25号　レオパレスコートアベⅡ103
債務者　平　　康弘
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１２号
相模原市南区西大沼２丁目27番４号
債務者　岩村　知幸
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　横浜地方裁判所相模原支部